

南丹市内において土砂等の埋立て等を行う際の手続先フロー



※市土砂条例は、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例や京都府豊かな緑を守る条例等の他法令の手続きがあった場合、適用除外となります。

※隣接地で土砂等の埋立て等がある場合は一体とみなし、手続が発生する可能性があるため、関係機関にご相談ください。

※京都府豊かな緑を守る条例の適用については、別途、事業地が地域森林計画の対象民有林に該当するか南丹広域振興局森づくり振興課(0771-22-1019)に確認してください。

※地域森林計画の対象民有林において1haを超える（令和5年4月1日からは、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5haを超える）開発を行う場合は、知事の許可が必要となるため、南丹広域振興局森づくり振興課（0771-22-1019）に相談してください。

※事業区域内に建築物がある、若しくは建築計画がある場合については、開発行為に該当する可能性があるため、南丹土木事務所建築住宅課(0771-62-0364)や市都市計画課(0771-68-0052)に確認してください

※京都丹波高原国定公園区域及び京都府立り湊自然公園区域並びに砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域で土地の形状変更等を行う場合は、南丹土木事務所施設保全課（0771-62-0320）までご相談ください。